

# 自家用電気工作物の保安管理業務仕様書

1. 設置場所 長島ディサービスセンターほほえみ（桑名市長島町松ヶ島 66 番地）
2. 需要設備
  - ①受電容量 150 kVA
  - ②受電電圧 6, 600 V
  - ③非常用予備発電装置 種類 —  
容量 —  
発電電圧 —
3. 点検内容
  - ①月次点検（詳細は別表）  
隔月 1回
  - ②年次点検（詳細は別表）  
年 1回
4. 点検業務に必要な材料は原則として、業者の負担とする。
5. 点検終了後、速やかに報告書を提出し係員の確認を受けること。
6. その他関係法令、条例等を遵守すること。
7. 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの12ヶ月とする。

# 点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
引 導 設 備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※ 1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雜音チェック		○		
受 電 設 備	遮断器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	高圧負荷開閉器	絶縁抵抗測定			○※ 1	
		繼電器の動作試験		○※ 1	○※ 1	
		繼電器との結合動作試験			○※ 1	
		トリップ回路の導通試験		○※ 1		
		絶縁油酸価度試験			○※ 2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 2	
		内部点検			○※ 2	
		放電雜音チェック		○		
（ 二 次 変 電 設 備 ）	母線、計器用変成器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル、その他機器	絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雜音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
（ 一 次 変 電 設 備 ）	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		絶縁油透明度チェック			○※ 3	
		絶縁油酸価度試験			○※ 3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 3	
		内部点検			○※ 3	
		放電雜音チェック		○		
（ 一 次 変 電 設 備 ）	受・配電盤	温度チェック	○	○	○	必要の都度
		外観点検	○	○	○	
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		繼電器の動作試験			○※ 1	
		繼電器との結合動作試験			○※ 1	
接 地 工 事	放電雜音チェック		○			必要の都度
	(接地線・保護管)	温度チェック	○	○	○	
構 造 物 ・ 配 電 設 備	外観点検	○	○	○		必要の都度
	受電室建物 〔キュービクル式受・配電設備の金属製外箱等〕	接 地 抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
蓄 電 池 設 備	外観点検	○	○	○		必要の都度
	比重測定	1回／年	○	○		
	液温測定	1回／年	○	○		
	電圧測定	1回／年	○	○		

電 気 工 作 物	点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
			I	II	
負荷設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	必要な都度
	電気溶接機	電圧・電流測定	○※8	○※8	
	その他の電気機器類	絶縁抵抗測定			
	照明装置	接地抵抗測定		○※4	
	配線及び配線器具	温度チェック	○	○	
	接地装置	漏洩電流測定	○※5	○※5	
	配電線路の電線等 及び支持物	絶縁監視	○※7	○※7	
非常用予備発電装置	ガスターイン及び 附属装置	外観点検	○	○	必要な都度
	内燃機関及び 附属装置	起動試験	○	○	
予備発電装置	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	必要な都度
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	
		接地抵抗測定		○※4	
遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ

- 注 (1) 「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいう。
- (2) ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定する。  
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わなくても良い。
- (3) ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。
- (4) 年次点検Iは無停電で行う点検で、年次点検IIは停電をして行う点検をいう。なお、年次点検Iを実施する場合は3年に1回は年次点検IIを行うものとする。  
年次点検Iは、信頼性が高い設備で、年次点検IIと同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施する。
- ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
  - イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。
  - ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
  - エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常である。
  - オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。
- (5) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由により行わなくても良い。
- (6) ※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。  
ただし、年次点検Iの点検周期により、経過年数以前に行なった場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
- ※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。  
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- (7) ※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。  
ただし、年次点検Iの点検周期により、経過年数以前に行なった場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
- ※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。  
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- (8) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わなくても良い。
- (9) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることができる。
- (10) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。
- この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとする。

# 電力デマンド監視業務仕様書

## 1. 監視業務の対象

- (1) 事業場の名称 長島ディサービスセンターほほえみ
- (2) 事業場の所在地 桑名市長島町松ヶ島 66 番地

## 2. 監視業務

- (1) 最大電力使用量の監視業務

- ・電力会社が設置した電力需給複合計器より発するパルス信号による 30 分間のデマンド監視業務
- ・受変電設備内に設置された電力演算装置より発するパルス信号 30 分間のデマンド監視業務

## 3. 装置の設置工事

- (1) 装置の設置及び撤去、破損品・消耗品の交換に要する費用は業者の負担において行う。

## 4. 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの12ヶ月とする。